重要事項説明書

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

第1条 (会社の概要)

法人の名称	株式会社へいあん			
代表者職氏名	代表取締役 相馬 秀行			
法人の所在地	神奈川県平塚市桜ヶ丘 1-35			
電 話 番 号	0463-35-6578			
F A X 番 号	0463-34-1713			
運 営 す る 主 な 事業・サービス内容	訪問介護・居宅介護支援・訪問看護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与・ 住宅リフォーム・特定福祉用具販売・認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居 宅介護(介護予防事業も含む)			
事 業 所 数	15 ヶ所			

第2条(会社のサービス方針等)

会社の経営理念は、お客様を第一として考え、生活産業を通じて社会に貢献することです。その為に人材の教育育成に努め、サービスの品質を磨き続けます。また、利用者、その家族、さらに地域社会のケアを通し利用者の生き甲斐を創造します。

第3条(当施設の特徴等)

<運営方針>

- ・当施設は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、 入浴、排せつ等の日常生活の介護及び日常生活の中での心身等の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳の ある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援します。
- ・職員の資質向上のため、採用時または定期的な研修の機会を確保します。
- ・家族の面会時間は随時可能とします。(但し、午後7時から午前9時までは事前に連絡をお願いします。)
- ・緊急やむを得ない場合を除き、一切身体拘束は行いません。
- ・積極的に地域社会に参加し、施設が閉鎖的にならないように努めます。
- ・宗教や習慣の違いで他人を排除し、又は自己の利益のために他人の自由を侵す事を禁止します。

<営業日及び営業時間>

当事業所の営業日及び営業時間は次の通りとします。

営業日 1年 365日 年中無休

営業時間 24 時間

第4条(事業所の概要)

事 業 所 名	グループホーム「へいあん片瀬鵠沼」
所 在 地	神奈川県藤沢市片瀬 390-15
管 理 者	遠藤 大輔
電 話 番 号	0466-55-5585
F A X 番 号	0466-55-5535
指定年月日	2017年4月1日
介護保険事業所番号	1492200710
定 員 数	18名(各ユニット9名×2ユニット)
計画作成担当者	中村 里美・遠藤 大輔
第三者評価実施状況	有・無

第5条(事業所の職員体制等)

1 職員体制

職種	人員	備考
管理者	常勤 1名	介護職員と兼務
計画作成担当者 (介護支援専門員)	常勤または非常勤 1名以上	介護職員と兼務
介護職員	常勤8名以上・非常勤2名以上	常勤換算人数
看護職員	必要数	介護職員と兼務

2 職務内容

管理者

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

② 計画作成担当者

介護支援専門員は入居者にかかる(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たります。

③ 介護職員

介護職員は、事業所において入居者に対し指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供する。

④ 看護職員

入居者の健康状態を把握し健康保持の為服薬、検温、血圧測定等の医療行為等を行います。

第6条(サービス提供地域)

藤沢市

第7条 (設備の概要)

①建物構造・面積 鉄骨造ラーメン構造・616.64 ㎡

②居室数と面積 1 ユニット 9 室・各室 6.57 畳 (12.0 ㎡)

③トイレの数 1ユニット3か所(車いす対応)

④風呂の数 1ユニット1か所

⑤厨房 1ユニット1か所

⑥食堂 1ユニット1か所

⑦居間 1ユニット1か所

⑧エレベーター 1基

第8条(サービスの内容)

(1) サービス

① 食事 朝 7:30 昼 12:00 夜 17:30~18:00

- ② 入浴・排泄介助
- ③ 生活の相談
- ④ 健康管理
- ⑤ 金銭管理
- (2) 行政手続きの援助

介護保険等の手続きの援助を行います。

第9条(料金)

①家賃(月額) 74,000円 ②共益費(月額) 28,000円 ③水道光熱費(月額) 18,000円

④食材費 1,400 円 朝 310 円 昼 410 円 夜 560 円 おやつ・飲み物 120 円

⑤敷金 148,000 円 家賃 2 か月分

お預かりしました敷金は、退去時の居室修繕費ほか、万一の利用料滞納に充当させていただきます。

⑥ その他の料金

医療費	実費
理美容代	実費
おむつ代	実費

⑦ 介護保険自己負担分については、別紙料金表に記載しております。

第10条(入退去の手続き)

①入居手続き 当事業所の契約書の説明を聞き、署名捺印を行うことにより入居契約が成立。

②退去手続き 本契約書第8条に沿って解約手続きを行うことで解約が成立。但し、退去に

対する適切な援助を行うものとする。

第11条(施設利用の留意事項)

- ・外出及び外泊を希望する場合は事前に届出を行い、管理者の許可を受ける事とする。
- ・持ち込み品は事前に管理者の許可を受ける事とする。

第12条(秘密保持)

本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密保持を厳守します。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった 後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約内容とします。

第13条(医療除外行為)

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条に基づく医療除外行為について 必要がある場合は、事前に管理者へ通知し、事業所より医療処置に関わる旨の書面をもって説明することと する。

第14条 (緊急時・災害時の体制)

管理者は非常災害、その他緊急事態に際し取るべき処置について別に定める「防災計画」に沿って、利用者及び職員を対象に非常災害訓練を所轄消防署、自治会と連携して対処する。また、利用者の家族にはあらかじめ確認した連絡先へ連絡することとする。

感染症や非常災害の発生時においては、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

第15条(虐待の防止のための措置)

事業所は利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとと もに、虐待等を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ自治体へ報告します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知 徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

第16条(衛生管理)

事業者は、感染症の発生又はまん延を防ぐために必要な措置を講じるとともに、従業者に対し定期的に健康 診断等を実施します。又、日頃からの手洗いうがいの徹底に努め、当事業所における感染症の予防及びまん 延防止のための指針を整備し、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に 実施します。

第17条 (緊急時の対応)

緊急時連絡先	氏名	関係	住所	電話

第18条(連携施設等)

当施設では、下記の施設と連携しています。

・クローバーホスピタル 藤沢市片瀬 4-10-22 0466-22-7111

・特別養護老人ホーム 鵠生園 藤沢市片瀬海岸 1-7-9 0466-28-2662

・湘南食サポート歯科 藤沢市本藤沢1丁目10-14 0466-84-2000

第19条(相談窓口、緊急時連絡先及び苦情対応)

1 当社でのサービスに関する苦情・ハラスメント等の相談は、次の窓口で対応いたします。

グループホーム「へいあん片瀬鵠沼」 電話番号 0466-55-5585

FAX番号 0466-55-5535

相談責任者 遠藤 大輔 (エンドウ ダイスケ)

対応時間 午前9時00分より午後5時00分まで

2 次の公的機関においても、苦情・ハラスメント等の相談ができます。

神奈川県国民健康保険団体連合会

所在地 神奈川県横浜市西区楠町 27 番地 1

電話番号 045-329-3447

対応時間 午前8時30分より午後5時15分まで (平日)

藤沢市役所 介護保険課

所在地 神奈川県藤沢市朝日町 1-1

電話番号 0466-50-3527 FAX番号 0466-23-5127

対応時間 午前8時30分より午後5時00分まで (平日)

令和 年 月 日

本書面を交付し、重要事項を説明しました。

事業所 所在地 神奈川県藤沢市片瀬 390-15

名 称 グループホーム「へいあん片瀬鵠沼」

説明者

令和 年 月 日

上記のとおり説明を受け、サービス提供の開始に同意し、本重要事項説明書の交付を受けました。